

会議録

会議の名称	西東京市文化財保護審議会 平成26年度第4回会議
開催日時	平成27年2月27日（金曜日）午前10時から正午
開催場所	保谷庁舎別棟C会議室
出席者	委員：鈴木委員、石井（則）委員、石井（正）委員、近辻委員、都築委員、多々良委員、山下委員、保坂委員 事務局：山本課長、吉田係長、阿久津主事、亀田文化財保護専門員
議題	議題1 報告事項 (1) 西東京市文化財保存・活用計画について (2) 下野谷遺跡の指定について (3) 文化財事業実施報告 ・埋蔵文化財事業 ・その他の文化財事業 議題2 協議事項 (1) 登録文化財制度について 議題3 その他 (1) 次回審議会の日程について
会議資料の名称	資料1-1 登録文化財制度について（前回審議会の協議のまとめ） 資料1-2 都内自治体の登録文化財制度導入状況 資料1-3 登録文化財制度導入に伴う調査結果（町田市による調査） 資料1-4 文化財保護制度の体系と国の登録文化財制度（登録有形文化財） 資料1-5 参考となる自治体の文化財保護条例・文化財基準など 資料1-6 登録有形文化財に係わる登録手続き及び届出等に関する規則（国） 資料1-7 西東京市文化財保護条例 改正案 その2 資料2-1 西東京市文化財保存・活用計画について 資料2-2 西東京市歴史文化基本構想および文化財保存・活用計画目次構成案 資料2-3 文化財一覧表 資料3-1 下野谷遺跡の指定について 資料4-1 埋蔵文化財調査一覧・文化財事業一覧（平成26年12月5日～平成27年2月26日） 「その他の配布資料」 ・下野谷遺跡国史跡関連 新聞報道（一部） ・「とうきょうの地域教育」 No.118 No.119
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
○事務局： 次第の報告事項に入る前に、何点か報告させていただく。 まず1点目は下野谷遺跡の関係。3月22日に早稲田大学「ステップ22」にて、下野谷遺跡の国史跡に向けての記念行事を考えている。午前10時～午後4時まで、内容は下野谷遺跡に関する展示等。下野谷遺跡の全景が見える校舎6階のフロアも開放する。 記念式典については午後1時～午後2時。午後2時～午後3時に早稲田大学の高橋龍三郎先生に記念講演をお願いする。記念式典は来賓数が120～130人前後を想定。文化庁の記	

念物課長を筆頭に国会議員や都議会議員等、幅広くお声がけしている。文化財審議会の先生方には是非当日式典にご参加いただければと思う。

官報告示について。先日最終的な内容の確認があり、間もなく官報告示がされるのではないかと考えている。告示が出た段階で正式な指定となる。そして指定が成された場合、2庁舎と田無の駅前の商業施設に懸垂幕で国指定のPRをする。また、西武鉄道の協力で東伏見駅にも横断幕を掲示する。3月22日を以って、市として正式に下野谷遺跡を未来にわたって保護・PRしていく活動の記念日にしていきたいと考えている。

2点目は来年度に向けての関係。今日まで「文化財課」「文化財係」等の設置の推奨といったご意見をいただいていたが、来年度西東京市の組織改正が1部あり「文化財係」を立ち上げ、その後、正規に専門職員を配置する予定である。

○石井（則）委員：

「感謝状」は出るのか。

○事務局：

感謝状に関しては検討したが、お出しする方の選定が非常に難しいところがあり今回については見送った。

○石井（則）委員：

指定にはいろいろな応援団がいたと思う。そういった方々に対して市として感謝状が出れば良いなと思ったのが私の考え。

○事務局：

かなり検討はしたが、やはり対象者を限定するのは難しいという問題があったので、見送った。別の制度もあるので、検討を続ける。

○山下委員

：記念行事には誰か案内役の様なものを置く予定か。

○事務局：

早稲田大学の協力も得、説明出来る人間を配置することになっている。

○㍻々良委員：

組織体制の整備は大変良いことになってきたなという気がする。これから益々下野谷関係の中で発展しなければいけないものが増えてくるでしょうし、更に文化財保護審議会が検討している様な事柄を網羅していく様なセクションが是非とも必要だということがかかなりわかっていただけてきたという気がする。これからは更に体制整備の努力を進めていただければと思う。

○鈴木会長：

㍻々良先生のご発言に関しては恐らく皆さん共感出来ることだと思うので、その方向で進めていただければと思う。

議題1 報告事項

(1) 西東京市文化財保存・活用計画について

○事務局：

資料2-1参照。

現状の説明。平成27年度中に計画を策定し、計画書（概要版も別途含む）を刊行する、というのが最終的なゴール地点。

まず庁内ではこういった文化財に関する事業が取り組まれているかの調査を行った。それから今後立てていく計画の骨子案を策定している。資料2-2がまだ粗い段階であるが構成案。

それから「市内文化財の把握」ということで指定文化財以外のものについては市史の精査や実際に歩いていただいたり、或いは鈴木先生等に行っていただいた建造物の調査を参考に、市内文化財を把握する試みを行っている。まだ精査できていないが、それが資料2-3の「文化財一覧表」になる。

次は「次年度に向けた準備」で、平成27年度までに行う3つの基礎的な調査、市民公募も含めた「『文化財保存・活用計画策定委員会』の設置準備」、「市民アンケート実施の準備」、団体に向けた「文化財に関連する団体へのヒアリングの準備」となる。何かご意見があればいただきたい。

それから資料2-2の計画の骨子案の「全体目次構成案」という部分だが、1つの計画の中で2部構成にする予定になっている。いわゆる「歴史文化基本構想（ビジョン）」と「文化財保存・活用計画（ミッション）」という形で纏めて作り上げていこうと考えている。目次案をつけているが、あくまで「このような感じをイメージしています」ということでご覧いただきたい。

検討しなければいけないことのまず1つ目は「名称」の問題。「歴史文化基本構想」は基本的に文化庁が策定指針を出しているが、実際にここまでのレベルに達する様なものが出来るのか、ということである。しかし、現段階では、策定指針に沿った形で目次構成を上げている。なぜこうしているのかというと、今後、下野谷遺跡を含めた文化財の整備を文化庁だけではなく、国土交通省やそういったまちづくりの補助金を活用せざるを得ないと考えており、そのためにはこの「歴史文化基本構想」を作っておくことが、必須条件ではないが望ましい。それもあり、これを入れ込んだ形で考えている。その後本来やりたいことは保存・活用計画となるわけで、実際に「重点的に・どこに・何を・どのように」などを書き込んでいく形になる。この2本立ての名称をどうするのか。

それから「柱」をどの様に立てるかということで、資料の3ページ「3.文化財保存・活用の基本的方針」というものがあるが、ここに付けている絵は「西東京市第2次基本構想・基本計画」から引用したもので、あくまでこんな感じで作っていくという例。内容は全く違うもの。

それからもう1つが歴史文化基本構想の策定指針には関連文化財群というものがあるが、時代や地域等を跨いだ形で関連する文化財を捉えて活用していくものが望ましいが、この捉え方が中々難しい。それと併せて重点地域の選定もある。こういったところも含めて来年度の策定委員会の中で検討していかなければいけない。

次に「文化財一覧表」。西東京市の文化を見た時にある程度の纏まりが見えてくる地区として7箇所選定した。昔の村等ほぼ合致するが、ピッタリ合わない箇所もある。そういった所も地区として分けたのが資料の表の横軸。縦軸は文化財のイメージや色々な歴

史に関し、イメージが湧きやすいものを取りあえず入れてみたという感じ。それを入れてみた時に実際はカッチリ縦横に入るというわけではなく、両方に被る様なものはたくさんある。頭に「市」と付いているものは市の指定文化財。「石」と書いてあるのは石造物の悉皆調査の際に見つかった石造物。それから「遺」と書いてあるのが遺跡。

「国」と書いてあるのが国指定、「都」が都指定。まだ精査が終わっていないので間違えている部分もあるが、例という感じで作ってみた。これは、今後登録文化財を見つけてリスト化する際にある程度の「柱」として使えると考えているので今後どんどんこの内容が増えていくことを希望している。後はこの「地区名」や「イメージ」の分け方はこのままではなく、精査して新しい西東京市の相応しい分け方になればと思っている。その中で関連する文化財群が表れてくるかもしれない。

○石井（則）委員：

「株式会社インテージリサーチ」というのはどういう会社か。

○事務局：

調査や計画作りをする会社です。西東京市の計画にかなり多く携わっている会社。

○都築委員：

地区名は事務局でつけたものか。

○事務局：

「地区名」という名称などは今後検討していかなければいけない。まず大きく「田無」と括った時に田無の村全体を入れると本来的には「町場」や「向台」といった田畑・農地等の場所が一緒に入ってしまう。地区名の下にカッコ書きで「イメージ」とあるが、これは横軸にも縦軸にもあてはまる。例えば「地区名『下野谷』」の下に、下野谷と言った時に何をイメージしたかという、「石神井川と下野谷遺跡」辺りに関わるというもの。「田無」と言った時だと「青梅街道沿い」というのが1番大きなイメージで、「谷戸」と言った時は元々あった「田無村」という意味の「故郷田無」となる。ただここは書きようが難しく、今後は恐らく「重点地域」といった時にはこんな感じになるだろうと想定して分けた、というイメージです。

○石井（則）委員：

下野谷遺跡は吉田格さん、瀧沢浩さんの2人の業績をある程度纏めていかれていった方が良いかと思う。

○近辻委員：

今説明にあった仮の地区名について良く出来ていると思うが、少し気になるのは「谷戸（上宿）」という部分です。私は谷戸と上宿を一緒に捉えた方が、せっかく合併もしたし歴史的に恐らく「太閤検地」の頃の村切りまでは一帯としてあったのではないかと。ここは是非一緒にしていただきたい。

○都築委員：

そうすると「田無」の中に含まれるのか。

○近辻委員：

「田無」というよりとりあえずは「谷戸」と「上宿」。「上保谷」は「上宿」の残りといったイメージでいいと思う。「上保谷」自体が一体化しているとは思えなくて3つ程分化しているからその内の1つの上宿地区は谷戸に入れてもらった方がよい。

○鈴木会長：

ご意見があったが、恐らくこういった案が出来ることで次にまた歴史的な地名と現代的な地名との差が埋まっていくと思う。

○都築委員：

今のご意見に同調したいと思う。

○事務局：

もう1つ保存・活用計画についてですが、「次年度に向けた準備」という中に「『文化財保存・活用計画策定委員会』というものを設置する」と書いてあるが、年度が明けすぐに設置準備に移りたいと思っている。その中に文化財保護審議会の先生方の中から1～2名参加していただきたいと思う。もし可能であれば、早い段階で決めていただきたい。全体で大体10～15名程度で、その中で学識の先生方が3名程度と想定している。それから文化財保護審議会等のメンバーが大体3～4名、それプラス庁内の者が数名参加し、後は市民公募の方々になるうかと思うが変わる可能性もある。

○都築委員：

市民公募というのはどういったやり方か。

○事務局：

基本的には公募なので広報を出して、興味ある方に来ていただいてその方々から選ぶという方法。

○都築委員：

書類選考とか履歴書等の提出はあるか。

○事務局：

「こんなことを考えています」とか「こういうことをやりたい」とかいうイメージを出してもらう形になる。以前遺跡公園を作った時も委員会をたちあげているので、そういったものを参考にしてやらせていただければと思っている。

*委員間で協議の結果、専門性なども鑑み、建築、まちづくりが専門の鈴木会長と考古学の専門の石井福会長にメンバーに入ってもらうことで決定。

○事務局：

「文化財保存・活用計画」について現段階では以上。

(2) 下野谷遺跡の指定について

○事務局：

資料3-1「下野谷遺跡の指定について」を参照。

11月20日の答申後、基本的にはすぐに地域の方々への個別のポスティング等を行い、周知を計った。また、それ以外に公の広報・メディア等を通じて周知に努めた。

併せて来年度からの事業計画を作り、1月の国庫補助金のヒアリングである程度の内定をいただき、それに沿って来年度の計画を立てている。

また、今回の指定が集落の指定なので、引き続き追加指定をしていかなければいけないということでそういった協議もしている。

官報告示後には、住民の方々への詳細な説明をしていく予定。

「史跡の標柱・説明板の設置」、或いは「史跡の保護と見学者の安全のための柵の設置や芝張りなどの整備環境」という直近でやらなければならない整備は平成27年度から先行するが、本格的な整備・管理については平成28年度以降に保存・管理計画や整備計画を策定し、始動していこうと考えている。来年度については史跡の基礎整備と広報・周知、住民への説明会といったものに力を入れてやっていきたいと考えている。

○鈴木会長：

ようやく官報告示ということで、恐らくこれから整備の第1歩が進んでいくと思う。

(3) 文化財事業実施報告

○事務局：

資料4-1参照。

「埋蔵文化財」について試掘も立ち合いもない非常に珍しい状況です。

「文化財事業一覧」については、小学校3年生を対象に「地域の歴史・昔の暮らし」を郷土資料室の見学をしてもらったり、或いは公開授業という形の中でお話をした。今年は例年よりも2校程度多いが、今後指定になった暁には市内全小学校の生徒に是非下野谷遺跡と郷土資料室を見てもらえるよう進めていきたい。来てくれた生徒達が「楽しかったよ」と言ってくれるよう勤めていきたいと考えている。

○事務局：

3年生の副読本「私達の西東京」を平成28年度に改訂をかけるということで、下野谷を大きく扱うということが既に検討として出ている。

○鈴木会長：

西東京市に小学校は何校あるのか。

○事務局：

現在は19校ある。ただ今年度で1校統廃合となるので、平成27年4月1日からは18校の小学校ということになる。

○鈴木会長：

本当は全部の学校が来て欲しい。

○ 夢々良委員：

郷土資料室、下野野遺跡ともアクセスの問題がある。例えばバスを提供するとかすれば、もっと広がっていくような気がする。そういう意味での調整・連絡を少し検討していただければと思う。

○ 石井（則）委員：

社会科の先生に積極的に通知を出していけば子供達がみんな来てくれる。

○ 鈴木会長：

広報活動を積極的にやってほしい。

○ 都築委員：

大型バス等は下野谷遺跡まで入れない可能性がある。そういった所も今後は検討すべきなのではないかと思う。

○ 夢々良委員：

直接バスが乗り入れられる敷地が出来ればそれに越したことはないが、下野谷遺跡近くまで行ってもらえれば負担が随分軽減されるだろうと思う。

○ 石井（則）委員：

ただ今は見せるものが特にないので、見せるものがある程度出来てきたらやればよいと思う。例えば、東京都埋蔵物文化センターには「遺跡庭園」「展示室」「解説室」と3箇所あるので皆さん来てくれる。施設がある程度出来てからでいいと思う。

○ 夢々良委員：

ただ、郷土資料室の活用はもっと増やすべきだと。そのネックになっているのがやはり「足」だと思う。

○ 近辻委員：

学校の先生方の研修等でやはり下野谷を見てもらわないといけない。先生方に理解を得てもらえないと難しいと思う。単年ではなく数年に渡って研修会を組み込んでいったら効果が出てくると思う。

○ 鈴木会長：

そういう形で広がってほしい。せっかくの宝を使っていないのは勿体無いと思う。

○ 石井（則）委員：

隣の小学校を活用したらいいと思う。

議題2 協議事項

(1) 登録文化財制度について

○事務局：

資料1-1参照。前回の話を纏めたもの。

2つ大きなテーマがあったと考える。1つは「登録文化財制度をまず早急に導入すべきだ」というご意見があったこと。2つ目は、1つ目のことを含めて考えた時に登録文化財制度を非常に重い制度にはせず、まずは「市内の文化財を『リスト化』していける様なレベルで作っていったら如何なものか」といったご意見もいただいたこと。これらを含めて条例の改正案を作成し、それを叩き台としてご意見をいただく、という様な流れになっていたかと思う。

そこで、資料1-2「都内自治体の登録文化財制度導入状況」を用意した。これを見ても市部は中々導入している所が少なく、導入していても管理謝金などは難しいということが読み取れる。

次に資料1-3「登録文化財制度導入に伴う調査結果（町田市による調査）」で市部を調査しているが、調査した市の中で導入しているのは、「小金井市」「国立市」「府中市」「福生市」。それと町田市と同規模の「神奈川県相模原市」「横須賀市」「藤沢市」の事例を調査しており、「相模原市」で導入しているという結果になっている。「横須賀市」は「市民文化遺産」という形で恐らくもっと広いイメージで行っている。こういったところも一層参考にしながら文化財制度を考えていきたい。

次に資料1-4「文化財保護制度の体系と国の登録文化財制度（登録有形文化財）」、資料1-5-①「文化財保護法」に関して全部は載っていないが目次をご覧いただきたいという意味で付けた。文化財保護法の2条に「文化財の定義」というのが国で作っているものがあり、これを見やすく体系化したものが資料1-4になる。「西東京市文化財保護条例」の中で当然こういった「何ををもって文化財とするか」という話が出てくるので、その参考としてこれを見ていただければと考えた。

次に資料1-5「参考となる自治体の文化財保護条例・文化財基準など」。これは国、都、そして参考になる自治体の保護法、或いは指定基準を付けている。会長から事前にご意見をいただいております、豊島区の文化財の基準や練馬区の文化財登録を付けたのと、国の基準等を入れた。

それらを以って事務局で「西東京市文化財保護条例 改正案」を作った。これが「改正案 その2」として、資料1-7になる。資料1-1に戻るが、登録文化財制度の文化財を「リスト化」する様な形に作った。条例の改正に関しては、あまり大きく手は入れない形で作っている。指定文化財の後に登録文化財を盛り込む形がスムーズなので「指定→登録」の順序で作っている。

元々西東京市の文化財保護条例は章立てが成されておらずわかりにくかった部分もあったので事務局で章立てをした。

最初に「第1章 総則」があるが、以下網掛けをしている部分以外は文章を変えていない。大きく章だけを見ると、「第2章 市指定文化財」があり、その後に「第3章 市登録文化財」、「第4章 雑則」、「第5章 罰則」という流れになっている。今までは「市の指定文化財」しかありませんでしたので、西東京市の条例では「市指定文化財」のことをただ「文化財」と称していたが、このままですと誤解を招くので、今まで「文化財」と呼ばれていたものは全て「市指定文化財」或いは「市登録文化財」といった呼び方に変えている。それから「第2条 文化財の定義」については国とほぼ同じ様に定義を作っているが若干文言が違っていたため今回は、国の文化財保護法の文言と合わせて

作った。ただしこれは国・都の定義ですと「我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高い～」となっているが、今の西東京市の条例では「市にとって～」といった内容になっており、これはこれで良いのかと点も考えていただきたい。それから西東京市の条例では第2条に（4）～（6）という箇所があるが、それぞれ「史跡（旧跡）」「名勝」「記念物」となっている。ここは国の場合、合わせて「記念物」となっており、この部分も改正した方が良いというご意見が多ければ考える。

次の第2条（7）は新たに入れた。「文化的景観」。国が平成16年頃に文化財保護法を改訂・改正した際に文化財として組み込まれた考えで、西東京市の条例は平成13年に作っており、項目がなかったため、今回導入した。ただし文化財保護法の「伝統的建造物群」という歴史上重要、或いはそういったものの集まり、例えば京都の町並み等そういったものが入っているが、西東京市にはあまりそういったイメージがなかったので今回敢えてそれは入れなかった。しかし、今後何年後かに現在我々が住んでいる住宅地の街並み等がこの概念に入る可能性があるのならば、ここに入れ込むことを検討していただければと思う。

次は第19条になる。「記録の作成等」となるが、ここは前回も協議をしていただいたところ。こういった条文が西東京市の条例にはあり、ここで色々な出来事を選択して記録保存をするということだった。この条文は恐らく現在我々が考えている「登録文化財制度」と非常に近いのかなと考える。それでこの条文をこのまま残した方が良いのか、或いは残すにしても場所をどこにするのか、その辺りをご検討いただきたい。

それから「第3章 市登録文化財」は新たに全文入れ込んでいるので、これに関しても検討をお願いしたい。その第20条だけ下線を引いている箇所があるが、これは「～価値により保存及び活用のための措置が必要とされるものを西東京市登録文化財に登録することができる。」という風にするのか、「西東京市登録文化財として、文化財登録原簿に登録することができる。」という風にするのか、こちらでは判断が難しいので、とりあえず候補として2つ書いた。「原簿」という言い方は国の文化財保護法にある。東京都は基本的に登録文化財制度を導入していないので国を参考にした。後は他の自治体の良いと思った部分を参照に作った。また大きな部分は市指定の「許可」を「届出」に変えるとか、読み替えが出来る所が多いので、「準用規定」ということで第23条を設けた。

次の行で「第〇章 〇〇」となっているが、ここは先程も申した「第19条」をどこに入れ込むか。動かすとしたら章立てをするのか。ということがあるので改めてここに入れてある。「第4章」以降の文章は変えていないが、条文が増えたことによって条文の数が変わってきておりその辺り少し変更している。

最後にこれは目標値として設定しているが、附則に「平成28年4月1日から施行」と入れている。今回はこういった形で改正案を作った。

○石井（則）委員：

登録文化財制度が出来たのは東京の区部からスタート。それを見習って文化庁が「良い制度だ」と考えたことで、いわゆる「重要文化財」に指定する前の建造物を登録した、という流れ。今日、豊島区と練馬区の条例があるがこの程度で良いと思う。そんなに難しく考えず、市民が関心を持ってくれるのが目的でもあるのだから。

○鈴木会長：

事務局から改正案という形で報告あったが、練馬区はしっかり作っているので、登録文化財に関して参考になる部分が多い。今改正案として出ているのは豊島区の方が近いと思います。改正案もこの方向性でいいのかなとうがいかがか。

○都築委員：

「西東京市はリスト化するための登録制度だ」と先程説明を受けたが、例えば練馬区の場合は登録文化財にするために調査員が調査を、場合によっては専門の先生に調査費を出し調査を行った上で文化財審議会にかけ、答申をしてそれで登録となる。なので指定の前段の部分と同じ。ただあくまで登録だから地域的な価値が、練馬区にとって大切なものというイメージ。指定よりは下だが奨励金は同レベルの額が出る。前回の話だと「より広く文化財をピックアップするための登録制度ということで、特に奨励金は出さないでとにかくまずはリスト化する」という方向性だったと思うがどうか。

○事務局：

あくまでその方向性。そのように考えて改正案を作った。今の話にあった登録するためにどういった手続きをしていくのか等の細かい部分は、規則として別立てで考えていく予定。また、これまでの「指定基準」といったものを利用していくのか。

なお、今のご質問に対する答えとしては、事務局で考えている登録文化財制度には、奨励金やそういったものは現在考えていない。現状だと中々難しいところがある。逆に指定と違い、公開も「協力」という形に留めることが出来る。後は国の登録文化財もそうだが、登録を解除したいとなればそれも難しくない制度。そういった形のものを作って進めたいと考えている。

○鈴木会長：

国の登録だと国税の減免ができる。

○都築委員：

会長の仰った通りで、登録の解除は容易だが、指定ではないので、国からの修繕費等の補助はない。それで練馬区の登録文化財制度の様ではなく、あくまでリスト化を目的としているのならば、少し添え書きの様なもので「より広い文化財」ということでやるということであれば、審議会の役割もなど、手続きはどうなるのか。

原簿というのは、「文化財台帳」。台帳で全て調査をしている。恐らくそういった形になるのではないかと思う。リスト化と同時に台帳原簿を作っていくと思うが、どう作っていくのが問題だと思う。

○鈴木会長：

これから文化財係が充実していけば継続的な調査というのは可能になっていくと思う。その継続的な調査の中から登録や指定を行っていく形が望ましいと思う。そういう意味では記録の作成等の話で、指定されたものは当然だが登録されたものも全体的に調査がされているという前提になっていないといけないと思う。その他を広げていくのは後でいい。

○近辻委員：

会長からお話があったが、登録文化財はしっかり調査して記録の作成に入らと思うが、そういった調査リストの中から委員会がピックアップし国に登録する必要があるという提案を、この関連と第20条で登録すれば良いという流れになると思う。なので、第19条はやはり1番後ろに載せておいて「こんな手続きでやっています」とわかる程度で良いと思う。あくまで同意事項という形で後ろに持っていけばよいと思う。

○都築委員：

市にないとダメだと思う。他の自治体にある場合、それは出来ない。

○石井（則）委員：

それと千葉県では文化財調査員制度を導入している。西東京市も文化財調査員を置ければこの制度も大変活きると思う。そうすれば自然・建造物など調査が出来る。

○鈴木会長：

はい。第19条を第4章の部分に入れるのか、今民俗資料を調査して、記録化するということが趣旨なので、そぐわない感じはある。

○事務局：

当時まだ民俗資料の記録といったものがなかったということか。

○保坂委員：

ちょっとそこは私も質問したいと思っていたのだが、第19条は見出しが「記録の作成」となっている。そうすると中身が少しずれているという気がする。第19条の中身は何を言っているかというところ、「きちんと指定された文化財以外の無形民俗資料に関して記録を作成、又は適当な者に記録させることが出来る」と、最後のところは少し特殊なことを言っているが、要するに指定されていない無形の民族資料をきちんと記録して残すべきだ、ということをやっていると思う。これは第2条の（3）の中には入っていないという考え方なのかもしれない。（3）のところは「風俗慣習」「民俗芸能」「民俗技術」、これで無形民俗資料というものはカバーされていないということになるのか。

○事務局：

そういった形になると思う。

○保坂委員：

カバーされていないのはなにか。

○事務局：

ちょっとここはまだ事務局も完全に理解している部分ではない。今保坂先生が仰られた様にこの中に敢えて入れ込む必要は思いつかない。

○保坂委員：

（3）は読みがあくまで「物件」となっている。「風俗習慣、民俗芸能、民俗技術及び…」の「及び」がついている。

○近辻委員：

「及び」の前はまた別。

○鈴木会長：

「無形」が抜けていたからここに入れたという感じか。

○保坂委員：

第19条はそういった部分を意識して作られているのは感じる。

○鈴木会長：

だからある意味どんなものにも活用出来る。

○事務局：

これは恐らく第2条（3）で全て対応出来るか。

○保坂委員：

国の文化財制度が無形民俗を放っておく筈がないということを私は感じており、どこかで直していた筈だと理解していたのだが、タイムラグみたいなものでこういうことになっているのではないか。

○保坂委員：

これにいわゆる「無形民俗資料」が入っていない、ということになるか。

○近辻委員：

無形文化財については第4章に載っている。

○事務局：

無形文化財というのは第2条の（2）になる。それが第4章の無形文化財にかかってくる。第5章の民俗文化財に関しては第2条の（3）になる。西東京市の中で第19条の無形の民俗資料、このイメージとしては第2条の（3）になる。

○石井（則）委員：

指定と登録というのはこんなにも差がある。だから登録に関しては当分市民のための、という考えでいかないといけないと思う。

例えば秩父に行くと門前に登録、あるいは指定された家が5～6軒あるがそれぞれ看板が出ている。そんな風にもっと軽い感じで登録制度は導入してほしい。市民に協力してもらって「宝物があるなあ」という風に感じてもらうのが1番良いわけだから、それが最良だと思う。

○保坂委員：

今の石井副会長の話に賛成。

後は、無形民俗資料に関しては条例でどの様に扱うか、先程の条例第2条（3）の部分

に含まれていくのかどうなのか、含まれているとなれば第19条は必要ないということになる。

○近辻委員：

それでいいと思うが、まず、登録して原簿を作る。

○都築委員：

もう1度話は戻るが、「検討を要する点」の確認。「名称をどうするか」は「文化財登録制度」。「指定文化財とどう関係するか」は、目的はリスト化すること。審議会での審議を通して、リストに載せるということ。「関連した奨励金や税の優遇措置」は無し。「公開を義務化するか」はあくまでも義務ではない。

○事務局：

名称はまだ未確定。

○保坂委員：

本日配布された資料にあるが、練馬区と豊島区の場合では両方「文化財の登録」という表現になっている。趣旨としては「文化財の登録」ということではないかと、私はそう考えている。そして登録された文化財は「登録文化財」と扱うのは当然であると思う。

○鈴木会長：

登録したものをリスト化するという流れ。

○近辻委員：

そうではなく、リスト化した後に我々が登録する文化財をピックアップすることではないのか。

○鈴木会長：

市が登録文化財という制度上にのせた文化財は登録文化財ということになる。

○保坂委員：

それで登録の手続きは審議会にかける、ということ。それを以って登録とし、それをもってリストに載せるということだと思う。リストに載ったものは登録文化財の一覧として機能する、という風に私は理解した。

○鈴木会長：

まずタイムリミットのようなものがあるとするならば、一応平成28年3月ということになっている。その間に改善出来るところは改善していくといったことでより良い方向にしていきたいと思う。指摘出来る箇所等があれば意見をお願いしたい。

○事務局：

指定基準に関しては次回以降にさせていただきたい。事務局で審議会では了解を得たり

スト化を目指す登録文化財を纏めているので、条例の案文についてももう1度読んでいただきたい。特に第3章は齟齬がないかもう1度見ていただきたい。

もう1つはそれに併せて、今後規則などが関係してくると思うので、今度はこちらの文化財保護条例の施行規則と指定基準についてもご意見がいただけるとありがたいと思う。その辺りも変えていかないといけない部分かと思われる。特に指定基準は平成15年に作ってからは改訂しておらず、平成16年・17年に変わった国の基準に対応しているか見直す必要がある。今後先生方にはこの辺りのご意見も併せていただければと思っている。

○鈴木会長：

文面等、まだやらなくてはいけないことがある。

○事務局：

色々と検討した結果変えたものがある。その1つに元々西東京市の条文第2条（3）は「風俗・習慣」になっていましたが「風俗・慣習」に変えた。

○保坂委員：

ここに関しては、例えば伝統的建造物群が西東京市ではそぐわないようであって、そういった特別なところだけ手を加える。それ以外は国の文化財保護法に準拠するのが良いのではないかと思う。議論し始めるとここ大変なところなのでそこを回避するという意味でも国の法律に基本的に準拠し、後は西東京市の場合の何か工夫、或いは除外しなければいけないところだけ手を加えるという流れで良いのではないか。

○事務局：

伝統的建造物群は入れておいた方がよいか。

○鈴木会長：

居住者全員から了解を得ないといけないので大変な作業。

○石井（則）委員：

三鷹市も大分議論して作ったのでそれも参考にするとよい。

○茅々良委員：

西東京市文化財条例についてだが、この条例を作ったことによって市民に「こういう場があるんだよ」と知らせようとしていたのか、それとも議会や市政に関わる人達に「こういう風なことをやっていくよ」と伝えるためのものだったのか、基本はどこのか

○鈴木会長：

基本的には「遺していきたい」という強い気持ちがここにあると思うので市民に向けてではないか。

○茅々良委員：

市民に向けていても、実際読んでみると市民にはわかりにくいことばかり書いてある。改訂するのであればもっとわかりやすい様に変えていくべきだ、というのが前回の審議会で私が発言した趣旨だった。ところが文章は変えないという話で、共通理解で進んでいるということでしょうか。

○保坂委員：

指定をすることによって保存・活用すべき文化財を浮かび上がらせる、特定する、そして行政がそこに関与出来る様にするというのが目的だと思う。その後活用する時には様々な関連施策が成されていくということだろうと思う。

○近辻委員：

先程会長が「国の場合は固定資産税の減免」と仰っていたが、そういうことがあるから文化財が壊されていくという例がたくさんあるわけなので、市の方でももう少しなんとかアイディアを出していけたらよいと思う。

議題3 その他

(1) 次回審議会の日程について

○会長：

次回審議会は、 5月15日金曜日午前10時開始とする。

以上